

尼崎市野良猫不妊手術助成金交付要綱

目次

- 第一章 総則（第1条―第3条）
- 第二章 個人申請（第4条―第10条）
- 第三章 団体申請（第11条―第17条）
- 附則

第一章 総則

（主 旨）

第1条 尼崎市野良猫不妊手術助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この要綱に定める助成金の交付は、野良猫に不妊手術を行う場合において、その費用の一部を助成することにより、野良猫の繁殖を抑制し、良好な生活環境を保全する活動の広がりを促すことを目的とする。

（定 義）

第3条 この要綱において用いる用語は、次の各号に規定するものについては、それぞれ当該各号の意義に従うものとする。

- 一 「獣医師」とは、獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による届出を行っている同法第2条第2項に規定する診療施設のうち、民間の診療施設に所属する獣医師をいう。
- 二 「個人」とは、尼崎市に在住する成人をいい、「個人申請」とは、当該個人がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- 三 「団体」とは、地域自治組織（町内会、婦人会、防犯協会、管理組合）をいい、「団体申請」とは、当該団体がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために行う申請をいう。
- 四 「野良猫」とは、特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- 五 「不妊手術」とは、第一号に規定する獣医師による猫の繁殖を防止するために行う生殖を不能にする手術をいう。
- 六 「野良猫不妊手術助成金交付説明会」とは、個人がこの要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する説明会をいう。
- 七 「野良猫対策活動出張研修会」とは、団体が当該要綱に定める助成金の交付を受けるために参加する研修会をいう。
- 八 「団体登録申請書」とは、様式第1号に規定する野良猫対策活動団体登録申請書を

いう。

九 「団体登録決定通知書」とは、様式第2号に規定する野良猫対策活動団体登録決定通知書をいう。

十 「交付申請書兼報告書（個人用）」とは、様式第3号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（個人用）をいう。

十一 「交付申請書兼報告書（登録団体用）」とは、様式第3-1号に規定する野良猫不妊手術助成金交付申請書兼報告書（登録団体用）をいう。

十二 「交付審査結果通知書」とは、様式第4号に規定する野良猫不妊手術助成金交付審査結果通知書をいう。

十三 「請求書」とは、様式第5号に規定する野良猫不妊手術助成金請求書をいう。

十四 「市長」とは、尼崎市長をいう。

第二章 個人申請

（個人申請の条件）

第4条 個人申請をしようとする者（以下、「個人申請者」という。）は、野良猫不妊手術助成金交付説明会実施要領第5条に規定する野良猫不妊手術助成金交付説明会に参加し、参加証明書の交付を受けなければならない。

（手術の実施等）

第5条 個人申請者は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書（個人用）に必要事項を記入後獣医師に提出し、手術を実施した獣医師による獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印をもらうものとする。

2 当該助成金を利用して手術を実施する野良猫には、全て耳カットを実施するものとする。

（助成金の交付申請）

第6条 個人申請者は、市長に対し、交付申請書兼報告書（個人用）及び獣医師の発行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

2 個人申請者による助成金交付申請は、前条の手術実施後60日以内に受理したものに限り有効とし、郵送の場合は同日の消印を有効とする。申請期日を過ぎたものは無効とする。

（助成金の対象及び額）

第7条 助成金の対象となる費用は、当該野良猫の不妊手術費用及びその関連費用（不妊手術にかかる抗生剤等投薬・麻酔・処置・入院費及びこれらにかかる消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）とし、不妊手術と関連しない処置やワクチン、駆虫剤等投薬費は対象としない。

2 市長は、野良猫1匹につき雌11,000円、雄6,000円を上限とし、実際に不

妊手術に要した対象費用の合計額を、当該年度の予算の範囲内で助成する。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により個人申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第9条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定通知者」という。)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第10条 市長は、交付決定通知者より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

第三章 団体申請

(団体の登録)

第11条 団体が、周辺に生息する野良猫(概ね10頭以上)の繁殖を抑制し、周辺の良好な生活環境を保全する活動を推進するためにこの要綱に定める助成金の交付を受けようとする場合、団体の長及びその役員は、市が開催する野良猫対策活動出張研修会に参加しなければならない。

2 団体は、前項の研修会に参加した団体の長及びその役員2名以上の同意を添えて、市に登録申請を行うことができる。

3 前項の申請は、団体の長が団体登録申請書を市長に提出することにより行う。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否について団体登録決定通知書により団体に通知するものとする。

5 前項にて市に登録された団体(以下、「登録団体」という。)の登録期間は、団体登録決定通知書により通知を受けた日から1年間とする。

(手術の実施等)

第12条 登録団体は、当該地域の野良猫の手術を獣医師に依頼するに際し、交付申請書兼報告書(登録団体用)に必要事項を記入後獣医師に提出し、手術を実施した獣医師による獣医師チェック欄への記入、署名及び捺印をもらうものとする。

2 野良猫に対する不妊手術は登録団体の登録期間内に実施したものに限り有効とする。

3 当該助成金を利用して手術を実施する野良猫には、全て耳カットを実施するものとする。

(助成金の交付申請)

第13条 登録団体は、市長に対し、交付申請書兼報告書(登録団体用)及び獣医師の発

行する手術代金の領収書を添えて助成金の交付申請をしなければならない。

- 2 登録団体による助成金の交付申請は、登録満了日の翌月末日の間に受理したものに限り有効とし、申請期日を過ぎたものは無効とする。

(助成金の対象及び額)

第14条 助成金の対象となる費用は、第7条第1項で定める対象費用とし、額の上限は同条第2項で定めるものとする。これに加えて、動物病院が実施する野良猫の捕獲・送迎に係る費用も対象とする。

- 2 前項後段の費用は5,000円を上限とし、実際に要した費用に相当する額の合計額とする。

- 3 前項の費用は、1登録団体につき5回まで助成することを基本とし、地域の実情に応じて市長が決定する。

(助成金の交付決定)

第15条 市長は、第13条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、関係職員に当該申請の審査を行わせ、申請書受理後50日以内に、交付審査結果通知書の通知により登録団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付審査結果通知書に必要な条件を付することができる。

(助成金の請求)

第16条 前条の通知により助成金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定通知団体」という。)は、速やかに請求書により助成金の交付請求をしなければならない。

(助成金の交付)

第17条 市長は、交付決定通知団体より助成金の請求を受けたときは、適法な請求を受けた日から40日以内に助成金を交付するものとする。

附 則

(助成金の交付決定の取消及び返納)

第1条 市長は、交付決定通知者及び交付決定通知団体が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返納させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2号から第4号に該当するとき。
- (3) 暴力団等の利益になるとき。

(調査・立会い等)

第2条 市長は、必要があると認めるときは、個人申請者又は登録団体に対し、助成金の交付に関し必要な事項を調査し、報告を求め、又は現場に立会いを求めることができる。

(経過措置)

第3条 この要綱の令和3年4月1日の改正の日前に実施された野良猫の不妊手術に係

る申請については、改正前の要綱第8条の市長による承認書の交付を受けた者でなければならぬ。また、当該承認書の交付を受けた者は、引き続きこの要綱の個人申請者として令和3年4月1日の改正後の規定に則し、申請をすることができる。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。